

広島空港県営駐車場管理規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十六号

広島空港県営駐車場管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、広島空港県営第一駐車場及び広島空港県営第二駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に關して必要な事項を定めるものとする。

(駐車券等の発行)

第二条 指定管理者は、駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）に対し、駐車券（別記様式第一号又は別記様式第二号）、回数券（別記様式第三号から別記様式第六号まで）又は定期駐車券（別記様式第七号）を発行するものとする。

2 前項に規定する定期駐車券の発行枚数については、広島空港県営第二駐車場の利用状況に應じて知事が別に定めることができる。

(利用手続)

第三条 利用者が自動車を入庫しようとするときは、自動車保管の証として、自動駐車券発行機から駐車券を取らなくてはならない。

2 利用者が自動車を出庫しようとするときは、前項の駐車券を自動料金精算機に挿入し、又は管理棟に提出し、自動料金精算機又は管理棟の精算機に表示された駐車料金（以下「料金」という。）を納付しなければならない。ただし、料金の納付に代えて、回数券により精算することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、定期駐車券を利用する者は、自動車を入庫しようとするときに当該定期駐車券を定期駐車券挿入口に挿入し、出庫しようとするときに料金の納付に代えて当該定期駐車券により精算するものとする。

(定期駐車券)

第四条 定期駐車券を購入しようとする者（法人及び団体を含む。）は、指定管理者に定期駐車券購入申込書（別記様式第八号）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該承認を受けた者（以下「定期駐車券利用者」という。）がその発行を受けた定期駐車券の通用期間内に当該定期駐車券の通用期間に引き続く通用期間の定期駐車券を購入しようとするときは、当該定期駐車券の提出をもって定期駐車券購入申込書の提出に代えることができるものとする。

2 指定管理者は、前項の承認をしたときは、定期駐車券の利用に係る自動車であることを表示するための定期駐車券利用者証（別記様式第九号）を定期駐車券利用者（その発行を受けた定期駐車券の通用期間内に当該定期駐車券の通用期間に引き続く通用期間の定期駐車券を購入することについて同項の承認を受けた者を除く。）に発行し、当該自動車の見やすい箇所に定期駐車券利用者証を掲示させるものとする。

3 定期駐車券利用者は、広島空港県営第二駐車場が供用休止となった場合は、広島空港県営第一駐車場を利用することができる。

4 定期駐車券は、定期駐車券利用者本人以外の者が使用することはできない。

5 定期駐車券利用者は、一枚の定期駐車券で複数の自動車を駐車させることはできない。

6 定期駐車券利用者がその発行を受けた定期駐車券を不正に使用した場合（当該定期駐車券利用者以外の者に使用させた場合も含む。）、指定管理者は、当該定期駐車券の使用を停止させ、又は無効とすることができる。

7 定期駐車券利用者が、定期駐車券又は定期駐車券利用者証（以下「定期駐車券等」という。）を紛失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、当該定期駐車券等の利用者は、定期駐車券（定期駐車券利用証）再発行申請書（別記様式第十号）に定期駐車券購入申込書と定期駐車券等を添付して、指定管理者に申し出て定期駐車券等の再発行を受けることができる。

8 前項に規定する場合において、再発行に要する費用は、当該定期駐車券再発行申出者の負担とする。

（駐車時間）

第五条 料金を算定するための駐車時間は、入庫のときに駐車券に打刻した時刻から、出庫のときに当該駐車券に打刻した時刻までの時間とする。

（料金の返還）

第六条 広島空港県営駐車場設置及び管理条例（平成五年広島県条例第三十号。以下「条例」という。）第九条ただし書の規定による料金の返還は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 定期駐車券料金は、駐車場の供用休止の日数が引き続いて三日以上のときに、定期駐車券発行額を、当該定期駐車券の通用期間の日数で除して得た額に、供用休止の日数を乗じて得た額（十円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を返還する。

二 住居若しくは事務所の移転又は自動車の廃車等知事がやむを得ないと認める事由により定期駐車券が不要になった場合において、当該定期駐車券発行額から、通用期間のうち既に経過した月数（一月未満の端数があるときは、これを一月に切り上げる。）に条例別表に規定する一月につき一台当たりの金額を乗じて得た額を差し引いて得られる額が正となる場合に、その額を返還する。

2 前項の料金の返還を受けようとする者は、料金返還請求書（別記様式第十一号）により、知事に請求しなければならない。

（遵守事項）

第七条 利用者は、駐車場における自動車の運行について、道路交通関係法令に定める例によりこれを行うほか、次の事項を守らなければならない。

- 一 徐行し、他の自動車の追越しをしないこと。
- 二 駐車位置を離れる自動車を優先通行させること。

三 標識、信号又は駐車場職員の指示に従うこと。

(料金の減免)

第八条 条例第十条の規定により、知事は、次の各号に掲げる手帳の交付を受けている者が、駐車場を利用する場合は、料金の額の二分の一に相当する額を減額する。ただし、定期駐車券及び回数券による利用の場合は、この限りでない。

一 身体障害者手帳

二 戦傷病者手帳

三 療育手帳

四 精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）

2 前項の場合において、減額後の額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 第一項の規定により料金の減額を受けようとする者は、同項各号に定める手帳を、指定管理者に提示しなければならない。

4 第一項に定めるもののほか、知事が必要と認めるときは、料金を減免することができる。（委任規定）

第九条 この規則に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。


附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

駐 車 券

広島空港県営第1駐車場


- 
- 1 この券は、精算及び出庫の際必要になりますので、紛失等に御注意ください。
 - 2 折り曲げたり、磁気に近づけないでください。
 - 3 駐車場内における事故、盗難等に対しては、責任を負いません。盗難防止のため車に施錠してください。

TEL 0848—86—9400

様式第2号 (第2条関係)

駐 車 券


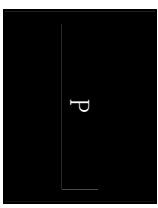
広島空港県営第2駐車場


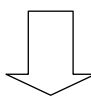
- 
- 1 この券は、精算及び出庫の際必要になりますので、紛失等に御注意ください。
 - 2 折り曲げたり、磁気に近づけないでください。
 - 3 駐車場内における事故、盗難等に対しては、責任を負いません。盗難防止のため車に施錠してください。

TEL 0848—86—9400

様式第 3 号 (第 2 条関係)

(表)

広島空港県営第 1 駐車場・県営第 2 駐車場	
	
(図柄)	
3 3 0 0	
	
発売額3000円 矢印の方向に入れてください。	
(裏)	

<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 矢印の方向にお入れください。・ カード式駐車料金精算機に限って利用できません。・ 折り曲げたり, 汚したり, 磁気に近づけたりしないでください。・ 換金, 払戻しはできません。・ 駐車場内における事故, 紛失, 盗難等に対しては, 責任を負いません。盗難防止のため車に施錠してください。			
御利用は	最初に 駐車券を 入れてください	次に 	この カードを 入れてください
			料金が不足のとき 回数券か現金で お支払ください
この券は, 広島空港県営第 1 駐車場・県営第 2 駐車場の回数券です。			

注 表面図柄は, 知事が別に定める。

様式第4号 (第2条関係)



広島空港県営第1駐車場

回数券 (1時間券)

注意事項

- ・ 矢印の方向にお入れください。
- ・ 折り曲げたり, 汚したり, 磁気に近づけたりしないでください。
- ・ 1枚1回に限り使用できません。
- ・ 換金, 払戻しはできません。
- ・ 駐車場内における事故, 紛失, 盗難等に対しては, 責任を負いません。
盗難防止のため車に施錠してください。

駐車券
を入れてください。



回数券
を入れてください。



追加料金
表示額を入れてください。

様式第5号 (第2条関係)



広島空港県営第2駐車場

回数券 (1時間券)

注意事項 ・矢印の方向にお入れください。

・折り曲げたり, 汚したり, 磁気に近づけたりしないでください。

・1枚1回に限り使用できません。

・換金, 払戻しはできません。

・駐車場内における事故, 紛失, 盗難等に対しては, 責任を負いません。

盗難防止のため車に施錠してください。

駐車券
を入れてください。



回数券
を入れてください。



追加料金
表示額を入れてください。

様式第6号 (第2条関係)

広島空港県営第1駐車場・県営第2駐車場

回数券 (1日券)

注意事項 ・矢印の方向にお入れください。

・折り曲げたり, 汚したり, 磁気に近づけたりしないでください。

・1枚につき連続して24時間まで駐車場を利用できます。

・1枚1回に限り使用できません。

・換金, 払戻しはできません。

・駐車場内における事故, 紛失, 盗難等に対しては, 責任を負いません。

盗難防止のため車に施錠してください。

駐車券
を入れてください。



回数券
を入れてください。



追加料金
表示額を入れてください。

(表)

定期駐車券	
発行番号	契約者名
有効期限	日まで
広島空港県営第2駐車場	

(裏)

注意事項

- この券は、広島空港県営第2駐車場の定期駐車券です。
- 契約者以外は、使用できません。
- 広島空港県営第2駐車場に空きがなく、かつ、広島空港県営第1駐車場に空きがある場合は、広島空港県営第1駐車場に入庫できます。なお、双方の駐車場に空きがない場合は、入庫をお待ちいただくようになります。
- カード式駐車料金精算機に限って利用できません。
- 折り曲げたり、汚したり、磁気に近づけたりしないでください。
- 原則として、払戻しはできません。
- 入庫した際は、定期駐車券利用者を車内の見やすい位置に掲示してください。
- 駐車場内における事故、紛失、盗難等に対しては、責任を負いません。盗難防止のため車に施錠してください。

平成 年 月 日

広島空港県営駐車場指定管理者 様

住 所

申込者

氏名又は

法人名等

電話番号

定期駐車券購入申込書

定期駐車券の種類別	月ぎめ定期駐車券・年ぎめ定期駐車券		
住 所			
	利用 者 氏 名 又 は 法 人 名 等		
電 話 番 号			
通 用 期 間	平成 年 月	日から	
	平成 年 月	日まで	

発行番号	発行年月日	平成 年 月 日	取扱者印	
------	-------	----------	------	--

(発行条件)

- 1 申込書に記載した利用者以外の者は駐車できません。
- 2 広島空港県営第 2 駐車場に空きがなく、かつ、広島空港県営第 1 駐車場に空きがある場合は、広島空港県営第 1 駐車場に入庫できます。なお、双方の駐車場に空きがない場合は、入庫をお待ちいただくようになります。
- 3 駐車場所は特定しません。
- 4 自動車の保管場所の証明はしません。
- 5 定期駐車券を不正に使用した場合は、当該定期駐車券の使用を停止又は無効とすることがあります。
- 6 定期駐車券等を紛失し、又は著しく汚損し、若しくは破損した場合は、再発行します。この場合、この申込書が必要ですから大切に保管して下さい。なお、再発行には、費用がかかります。
- 7 駐車場内における事故、紛失、盗難等に対しては、責任を負いません。
- 8 料金は、一括前納とします。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 9 号 (第 4 条関係)

定期駐車券利用者証
(広島空港県営第 2 駐車場)

定期駐車券発行番号

広島空港県営駐車場指定管理者 

- 注意事項
- この利用者証は、車内の見やすい位置に掲示してください。なお、定期駐車券を更新しない場合は、定期駐車券とともに必ず返却してください。
 - 駐車場内における事故、紛失、盗難等に対しては、責任を負いません。

注 用紙の大きさは、縦12cm, 横15cmとする。

平成 年 月 日

広島空港県営駐車場指定管理者 様

住 所

申請者

氏名又は

法人名等

電話番号

定期駐車券 (定期駐車券利用者証) 再発行申請書

種 別	月ぎめ定期駐車券・年ぎめ定期駐車券		
発 行 番 号			
利 用 者	住 所		
	氏 名 又 は 法 人 名 等		
	電 話 番 号		
通 用 期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで		
再 発 行 申 請 理 由			

再発行番号		再発行年月日	平成 年 月 日	取扱者印	
-------	--	--------	----------	------	--

- 注 1 種別の欄については、どちらかを で囲むこと。
- 2 定期駐車券購入申込書及び既発行定期駐車券又は既発行駐車券利用者証を添付して申請すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 1 1 号 (第 6 条関係)

平成 年 月 日

広島県知事様

住所

申請者

氏名又は

法人名等

電話番号




料金返還請求書

請求理由	駐車場の供用休止・定期駐車券の不要		
定期駐車券番号			
定期駐車券の通	平成 年 月 日	から	平成 年 月 日まで
定期駐車券発行額			円
駐車場の供用休止期間又は定期駐車券未利用期間	平成 年 月 日	から	平成 年 月 日まで
定期駐車券理由が不要となる			

返還額		円
-----	--	---

番号	返還年月日	平成 年 月 日	取扱者印	
----	-------	----------	------	--

- 注
- 1 請求理由の欄については、どちらかを  で囲むこと。
 - 2 定期駐車券が不要になる場合は、当該定期駐車券及び定期駐車券利用者証を添付して請求すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。